

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	6	担当課	労政雇用課
法令名	愛媛県訓練手当支給規則	根拠条項	8	不利益処分の種類	手当の支給制限	
<p>(支給制限)</p> <p>第8条 訓練手当は、支給対象者が偽りその他不正の行為により法第13条の職業転換給付金又は雇用保険基本手当等の支給を受け、又は受けようとしたときは、支給しないことができる。</p>						